

議 第 9 3 号

野田地区上水道新設工事分担金徴収条例を廃止する条例
の制定について

本市野田地区上水道新設工事分担金徴収条例を廃止する条例を下記
のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市野田地区上水道新設工事分担金徴収条例を廃止す
る条例

新潟県柏崎市野田地区上水道新設工事分担金徴収条例（平成8年条
例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。